

## 業務及び財産の状況に関する説明書類

第 18 期 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

令和 6 年 8 月 29 日作成

監査法人名	ひかり監査法人
所在地	京都市中京区東洞院通竹屋町下る 三本木5丁目470番地
代表者	統括代表社員 岩 永 憲 秀

### 一．業務の概況

#### 1．監査法人の目的及び沿革

< 目的 >

- 1．財務書類の監査又は証明の業務
- 2．財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

< 沿革 >

- 平成19年 6月 京都市中京区にてひかり監査法人を設立  
平成21年12月 東京都千代田区に東京事務所を開設  
令和 3年12月 福岡市博多区に福岡事務所を開設

#### 2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

#### 3．業務の内容

##### (1) 業務概要

監査証明業務について、金融商品取引法及び会社法監査、会社法単独監査、私学振興助成法に基づく学校法人監査、労働組合監査を行っており、その他の法定監査として社会福祉法人監査、医療法人監査、投資事業責任組合監査、一般社団法人監査を取り扱うと共に、その他任意監査へ関与しています。

非監査証明業務に関しては、決算財務報告支援業務、財務調査、株価算定業務等を受任しています。

##### (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

特にありません。

### (3) 監査証明業務の状況

令和 6年 6月 30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	4 社	4 社
金商法監査	-	-
会社法監査	9	1
学校法人監査	6	-
労働組合監査	2	-
その他の法定監査	8	-
その他の任意監査	23	-
計	52	5

### (4) 非監査証明業務の状況

令和 6年 6月 30日現在

区分	対象会社数
大会社等	4 社
その他の会社等	13
計	17

## 4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

### (1) 業務の執行の適正を確保するための措置

#### 経営の基本方針

当法人は、「監査業務の品質を最優先に考えて誠実に業務に取り組むこと」を共通の価値観として大事にし、監査・会計のプロフェッショナルとして公認会計士の社会的な使命を公正かつ高品質に実現することにより地域経済の発展に貢献することを経営理念としています。

当該理念のもと経営の基本方針として以下を掲げています。

- 「監査業務の品質を最優先」に位置付けた法人運営を行うこと
- 事業規模拡大ではなく監査品質確保を達成するための適正規模を目指すこと
- 監査品質の向上のための創意工夫に継続的に取り組むこと
- 重要な意思決定は社員相互の深度ある協議により行うこと
- 業務に必要な知識・スキルを継続的に向上させるための機会を提供すること
- 主として国内で事業展開する中小規模の上場会社の監査にターゲットを絞ること

### **経営管理に関する措置**

経営に関する重要な意思決定は、法令または定款に別段の定めがあるものを除き、「社員会規程」に基づき、社員全員によって構成される社員会において行っています。社員会は、経営の基本方針ならびに業務執行上の重要な事項について、報告・協議・審議し、社員の職務を監督しています。

社員会の代表者として社員会により選任された統括代表社員は、社員会の管理・監督のもと、法令・定款及び社員会決定事項の範囲内で、法人を代表して対外的・対内的に包括的な業務執行権限を有し、経営管理全般を取り仕切っています。また、法人全体として、監査業務の品質を最優先に考えて誠実に業務に取り組むという風土を醸成するために、当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを明確に一貫して繰り返し示すと共にその浸透度合いを評価する役割を担っています。

社員会において選任された品質管理担当責任者は、法人全体として監査業務の品質を最優先に位置付けた運営が達成されるよう、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用の役割を担っています。

法人全体の経営管理に資するため、統括代表社員のコントロールのもと、監査部、品質管理部、IPO推進部、業務支援部、管理本部といった専門部署を設置して円滑かつ効果的な法人運営を図る体制としています。

### **法令遵守に関する措置**

コンプライアンス規程に基づき、管理本部内に統括代表社員をリーダーとするコンプライアンス推進チームを設置し、法令遵守にかかる情報収集、対応方法の検討等を行う体制を整備しています。また、コンプライアンス違反の疑いのある事象について法人内外を問わず幅広く情報収集するために当法人のホームページ内に「監査ホットライン」窓口を設置しています。

### **その他**

経営方針として「監査業務の品質を最優先」に位置付けた法人運営を行うことの実効性を確保するため、品質管理部を設置しています。品質管理部は、品質管理担当責任者と品質管理担当者から構成され、品質管理部活動計画に基づいて、品質管理システムの整備と運用にかかる企画・立案及びモニタリング活動を行っています。

## **(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置**

### **業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）**

「監査の品質管理規程」第4章において、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定（独立性の確保を含む）を合理的に確保するための方針及び手続を定めています。

職業倫理の遵守については、当法人及び専門要員の全員が誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、職業的専門家としての行動にかかる基本原則を遵守するという前提のもと、特に監査責任者による各専門要員の職業倫理の遵守にかかるモニタリングの重要性を強調しています。

独立性の確保のための方針として、毎年7月1日現在及び必要となる時点において倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する障害要因の有無を調査し、必要な対応を図ることとしていると共に、監査業務の担当者の長期間の関与に関しては、「監査業務の長期的関与に関する規程」において方針を定めています。

### **業務に係る契約の締結及び更新**

「監査の品質管理規程」第5章において、契約の新規の締結及び更新にかかる方針及び手続を定めています。

当法人においては、社員会の承認がなければ、監査契約の新規締結又は更新をしてはならないとしている。社員会審議の考慮要件として、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないことのすべてを満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行うことができることとしており、各要件の検討にかかる方針及び手続を定めています。

なお、不正リスク対応基準が適用される監査業務については、より慎重な検討を行うこととしています。

### **業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任**

#### **ア. 社員の報酬の決定に関する事項**

各社員の報酬は、「社員職員評価規程」に基づいて評価した結果を基礎として、「社員報酬算定基準」により算定し、社員会において決定しています。

#### **イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項**

専門要員に対する教育及び訓練については、少なくとも毎年2回の全体研修会を開催することとしており、研修内容、受講確認の方法、欠席者の取り扱いについて定めています。また、年間を通じて、法人としての属性別の指定研修を定めると共にCPD単位数の取得については、上場会社等への関与者かどうか等の区分に従った必須単位数を設定し、充足しない場合の罰則も定めています。

#### **ウ. その他**

社員登用、専門要員及びその他の者の採用は、社員会において決定しています。また、専門要員の評価・報酬は「社員職員評価規程」に基づいて評価した結果を基礎として社員会において決定しています。

社員の担当業務については社員会において決定し、専門要員のアサイン等については、品質管理部及び各事務所長の協議を経て統括代表社員が決定しています。

## **業務の実施及びその審査**

### **ア. 専門的な見解の問合せ**

当法人では、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切な問合せ先に専門的な見解の問合せを実施することとしています。「監査の品質管理規程」第27条において、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めていると共に、実行性を確保するために、あらかじめ想定される事項別に適切な問合せ先を定めています。

### **イ. 監査上の判断の相違の解決**

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を「監査の品質管理規程」第28条に定めており、監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないとしています。

### **ウ. 監査証明業務に係る審査**

当法人は、一定の場合を除き、すべての監査業務について監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行うこととしています。審査担当者は、法人所定の適格性の評価を経たうえで社員会により決定しています。なお、金商法監査の審査担当者については、より厳格な適格性要件を設定しています。

「監査の品質管理規程」第8章において、審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当者の適格性・客観性、審査の記録及び保存、審査を実施しない場合についての方針及び手続を定めており、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降となります。

### **エ. 監査ファイルの電子化その他監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況**

監査ファイルは、原則として監査報告書日から、60日を超えない範囲で最終的な整理を完了させ、物理的に内容が閲覧できないように封印した状態で紙面にて保管しています。封印後の監査ファイルは、品質管理担当者のみがアクセスできる鍵付きのロッカーに隔離保管することにより、所定の承認手続を経ない限り閲覧できないようにしており、不適切な変更が物理的にできないように管理しています。

なお、監査ファイルの電子化については、令和6年4月1日以後開始事業年度から適用できるよう準備を進めています。

### **オ. その他**

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公

表された監査基準報告書実務指針に準拠し、実務ガイダンス等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を「監査マニュアル」として定めています。

当該方針及び手続としては、上記アからエの他、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、監査事務所内における監査責任者の全員の交代の取り扱いなどについて定めています。

#### **業務の品質の管理の監視に関する措置**

当法人は、品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であると共に、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムに関する「日常的監視」及び完了した監査業務の「定期的な検証」からなる品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定め、品質管理担当責任者は、少なくとも年に一度、品質管理のシステムの監視の結果を社員会に報告することとしています。

「監査の品質管理規程」第10章において、品質管理のシステムの監視を行う担当者、日常的監視、監査業務の定期的な検証、不正リスクへの対応状況についての定期的検証、識別した不備の影響の評価、監視結果の伝達、文書化にかかる方針及び手続を定めています。

#### **業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置**

当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任は社員会で選任された統括代表社員が負います。

品質管理担当責任者は、法人所定の適格性の評価を経たうえで社員会において選任され、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負うと共に、不正リスクに関する責任を負います。

品質管理に関する責任者の選任や責任の所在については「監査の品質管理規程」の第3章に定めています。

#### **(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置**

当法人の社員はすべて公認会計士であるため、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼす事象は想定されず、これを排除するための措置は特に講じていません。

#### **(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月**

令和5年10月に品質管理レビューを受け、同年11月21日付の品質管理レビュー報告書を受領しています。

- (5) **業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認**  
業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを統括代表社員が確認しています。

5. **公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項**

- (1) **当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称**  
該当事項はありません。

- (2) **当該業務上の提携を開始した年月**  
該当事項はありません。

- (3) **当該業務上の提携の内容**  
該当事項はありません。

6. **外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項**

- (1) **提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称**  
該当事項はありません。

- (2) **提携を開始した年月**  
該当事項はありません。

- (3) **業務上の提携の内容**  
該当事項はありません。

- (4) **共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要**  
該当事項はありません。

## 二．社員の概況

### 1．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
13 人	- 人	13 人

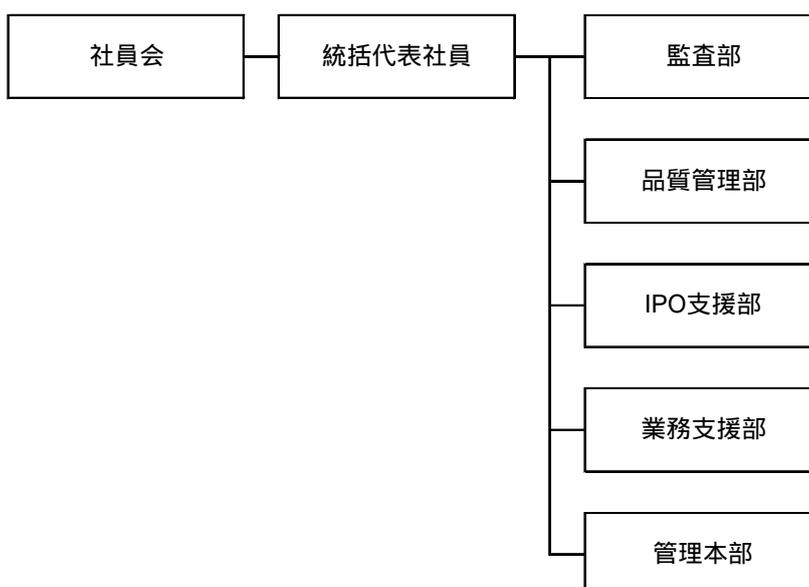
### 2．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	意思決定機関	人 13	人 -	人 13

## 三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 京都	京都市中京区東洞院通 竹屋町下る三本木5丁 目470番地	8人	- 人	8人	30人
(従) 東京	東京都千代田区飯田橋 四丁目6番9号	4	-	4	20人
(従) 福岡	福岡市博多区店屋町1 番31号	1	-	1	7人

## 四．監査法人の組織の概要



## 五．財産の概況

### 1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第 17 年度 令和4年7月1日～ 令和5年6月30日	第 18 年度 令和5年7月1日～ 令和6年6月30日
売上高		
監査証明業務	349,997	384,033
非監査証明業務	47,781	46,230
合 計	397,778	430,263

### 2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため添付していません。

### 3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため添付していません。

### 4. 供託金の額

無限責任監査法人であるため記載していません。

### 5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人であるため記載していません。

## 六．被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社 三東工業社

株式会社 京都ホテル

株式会社 アテクト

株式会社 SANKO MARKETING FOODS

株式会社 ジャパネットホールディングス